

12月21日付けのWTO/SPS緊急通報の概要(更新)

緊急的な措置として、植物防疫法施行規則別表2の2の26項で掲げる植物であってタイ産のものについては、令和5年1月30日から以下の措置が適用される予定です。

- ① 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法によりCLVdが付着していないことを確認
- ② 検定を実施した結果、CLVdが不在である旨の植物検疫証明書への追記

(追記例) Fulfills item 26 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

ご不明な点及び詳細は植物防疫所にお尋ねください。

[12月21日付けWTO/SPS緊急通報はこちら](#)